

普通肥料の生産に関する手続き(登録)※キャッシュレス納付

県
農業イノベーション
推進室

①肥料生産開始日の概ね2か月半前まで

- 県に提出するもの
- ・肥料登録申請書の案(事前の内容確認に使用)

②肥料生産開始日の概ね2か月前まで

- 申請者に送付するもの
- ・肥料登録申請書の修正依頼書

④肥料生産開始日の概ね1か月半前まで

- 県に提出するもの
- ・肥料登録申請書 ※納付完了メールの整理番号を記載すること
- ・手数料納付済申出書 ※照合票と納付済証を貼付。
- ・登録証用の返信用封筒(角2:240mm×332mm)(180円分の切手貼付)
 - ・肥料のサンプル(500g以上)及び分析証明書
 - ・(法人の場合)登記簿謄本の写し(発行後3か月以内のもの)
- ・(配合肥料を申請する場合)肥料の製造(配合)設計書
- ・(公定規格に定めがある場合)
 - 植物に対する害に関する栽培試験の成績
 - ・(牛等の部位を原料とする肥料を申請する場合)
 - 牛の脊柱等が混合していないこと、原料加工措置又は摂食防止措置が適切に行われていることが確認できる書類
 - (「大臣確認書」、「肥料原料供給管理表」、「輸出国確認書」の写し等)
- ・(生産設備を賃貸して肥料を生産する場合)
 - 生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書、賃貸借規約書写し見取図
- ・(委託して肥料を生産する場合)
 - 委託による肥料の生産に関する届出書、委託生産契約書写し

⑤登録後

- 申請者に送付するもの
- ・登録証

③肥料生産開始日の概ね1か月半前まで

- ・電子申請システムより、37,000円を支払う
- ※納付方法は、クレジットカード、PayPay、auPAY、d払い、コンビニ決済から選択できます

申請者

- ・納付完了メールを受信し、整理番号を確認する
- ※整理番号は申請書に記入してください

電子申請
システム

普通肥料の生産に関する手続き(登録更新)※キャッシュレス納付

